

# 平成 28 年度通常総会及び講演会

平成 28 年 6 月 7 日（火） 13 : 30～

亀戸文化センター 2 階 大研修室

認定特定非営利活動法人

全国木材資源リサイクル協会連合会



## 平成 28 年度通常総会及び講演会

第 1 部 通常総会 13:30~14:45

第 2 部 講演会 15:00~16:30

演題 林業がつくる地方創生  
～再生可能エネルギーを利用して～  
講師 株式会社トーセン 代表取締役 東泉 清寿氏

第 3 部 懇親会 17:00~19:00  
亀戸 升本  
江東区亀戸 4-18-9

総会会場  
亀戸文化センター  
大研修室



懇親会会場  
亀戸 升本本店

## 次 第

1. 開会の辞     山口 昭彦 副理事長  
                  (東海木材資源リサイクル協会会長)
2. 挨拶         鈴木 隆 理事長
3. 議長選出
4. 議事録署名人選出
5. 議 事  
      第1号議案 平成27年度事業報告  
      第2号議案 平成27年度収支決算  
      第3号議案 平成28年度事業計画  
      第4号議案 平成28年度収支当初予算  
      第5号議案 定款の変更  
      第6号議案 職員の給与に関する規程  
      第7号議案 役員の報酬等に関する規程  
      その他  
      (1) 調査広報委員会報告  
      (2) 寄付金の募集について  
      (3) 熊本地震義援金の募集について  
      (4) 全国木材資源リサイクル協会連合会倫理委員会  
      (5) その他諸般の報告
6. 閉会の辞     藤枝 慎治 副理事長  
                  (関東木材資源リサイクル協会会長)

## 第1号議案

### 平成27年度事業報告

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

認定特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

事業の成果： 木材資源のリサイクルについて、地域社会及び各団体との緊密な関わりを積極的に推進するとともに、各種調査の実施及び講演会の開催等により知識の高揚を図り、会員の経営安定と地域の環境保全に努め、循環型社会の推進に寄与した。

平成27年度は、当連合会がNPO法人として発足して10年を超え、さらに5月には認定NPO法人の認定を受けて新たな第一歩を踏み出したことから、11月に全国大会を開催した。

1. 木材資源等の再利用に関する出版物、ホームページ等による普及啓蒙事業	支出額 1,227千円
(1) ホームページ等通信手段を活用し、幅広く情報を提供した。 通常総会、ユーザー懇談会、国との検討会等の議事録等を掲載	
(2) 連合会通信を12回配信し、全国木材資源リサイクル協会連合会及び各地域協会の行事予定などを会員に定期的に知らせた。	
(3) 関係会議、講習会などに参加し、情報収集に努めた。 4月13日 木材サミット連絡会 5月28日 NEW環境展フォーラム 7月9日 木材サミット 10月9日 木質ボード部会シンポジウム（日本木材加工技術協会） 11月20日 未利用資源エネルギービジネス講演会 2月4日 FIT・木質バイオマス発電に関する情報提供会（木材サミット連絡会） 3月10日 木質バイオマス利用支援体制構築事業成果報告会 （日本木質バイオマスエネルギー協会）	
(4) 連合会パンフレットの改訂について調査広報委員会の検討を経て、新しい動きを織り込んで作成し、全国大会等で配布するとともに、小学生向け副読本「木のはなし」を増刷し、「エコ・プロダクツ」等で配布した。	

2. 不法投棄等に関する環境保全のための、イベント、セミナー、シンポジウム、講演会等の開催事業 支出額 1,089 千円

(1) 講演会

① 5月22日 連合会主催講演会

演題 「森林・木材資源と木材リサイクル」

講師 静岡大学副学長（農学部教授） 鈴木 滋彦

参加者 77名

② 5月29日 2015 NEW環境展記念セミナー

「木質バイオマス発電の最新動向と今後の木質エネルギー利用の方向」

演題 「国内の木質チップ需給最新動向」

講師 鈴木 隆 理事長

(2) 全国大会 11月19日（木） 13:30～（会場：新木場 木材会館）

第1部 記念式典

1. 全国大会開会宣言
2. あいさつ
3. 活動報告及び今後の活動方針
4. 優良企業及び優良社員表彰

第2部 シンポジウム

1. 基調講演 演題：「木材資源の利用と林業の成長産業化」  
講師：農林水産省林野庁林政部長 牧元 幸司
2. パネルディスカッション  
演題：「マテリアル及びエネルギー利用における木質資源の需給展望について」
  - ・コーディネーター：静岡大学副学長（農学部教授） 鈴木 滋彦
  - ・パネリスト

資源エネルギー庁 新エネルギー対策課

再生可能エネルギー推進室長 渡部 伸仁

林野庁林政部 木材利用課長 吉田 誠

日本繊維板工業会 専務理事 瀧川 充朗

(株)ファーストエスコ 代表取締役社長 島崎 知格

認定NPO法人 全国木材資源リサイクル協会連合会 副理事長 山口 昭彦

第3部 意見交換会の部

< 参加者 > 第1部 142名、第2部 163名、第3部 116名

(3) 全国大会実行委員会開催

全国大会の検討にあたり、実行委員会を組織し、現地確認を含めて6回の委員会を開催した。

- 4月 6日 第1回 中央区立日本橋公会堂 「全体構想等」
- 6月 18日 第2回 木材会館 「予算、表彰、案内状等」
- 8月 18日 第3回 中央区立京橋プラザ「シンポジウムの進め方、役割分担」
- 9月 28日 第4回 連合会事務所 「出席者リスト、座席表、リハーサル等」
- 10月 22日 担当責任者現地確認（木材会館）  
「現地確認、受け付け対応、会場の配置、タイムスケジュール等」
- 11月 5日 第5回 中央区立環境情報センター 「各担当の最終確認等」

(4) 環境展等への出展

12月10日～12日「エコ・プロダクツ2015」に出展し、木質チップの活用を紹介した。6協会事務局、関東協会会員10社に現地説明スタッフの協力を、また、配布物の桜チップ、檜チップの提供を得たほか、13社より協賛金を頂戴した。

3. リサイクル技術及びリサイクル関連法案整備のための調査、研究事業

支出額 1,979千円

(1) 木材資源リサイクル調査及び広報活動推進委員会の開催

会員やユーザーに対する調査及び広報に関する手法等の検討のほか、再生可能エネルギー固定価格買取制度への対応として、バイオマス発電事業のモデルプランについてプロジェクトチームを編成して検討し、「木質バイオマス発電に対する提言」としてまとめて、全国大会、エコ・プロダクツ2015等において配布した。

- 第1回委員会 5月 8日
- 第2回委員会 6月 18日
- 第3回委員会 8月 18日
- 第4回委員会 11月 5日

なお、検討に当たり、2回のバイオマス発電所の視察を行い、検討の参考とした。

- 8月 4日 長野県飯綱お山の発電所
- 9月 10日 宮崎県日向市 中国木材(株)日向工場バイオマス発電所  
宮崎県日南市 王子グリーンエナジー日南(株)日南発電所

(2) 木質チップの需要調査

マテリアル・サーマルユーザーに対して木質チップ需要の動向について調査を行い、結果をまとめて全国大会において配布、ホームページへの掲載を行った。

(3) 会員実態調査

木質チップ生産会員を対象に、地域協会ごとの生産量、品目別取扱量、需要先別の生産割合などについて調査を行い、その結果を各協会に伝達したほか、全国大会資料として配付、ホームページへの掲載を行った。

(4) 木質チップ市場価格実勢調査

木質チップ生産会員を対象に、4月及び10月時点の地域ごとの木質チップ価格帯を調査し、「地域別木質チップ市場価格」として集計結果を公表した。

(5) 発電利用に供する木質バイオマス証明に係る事業者認定事業(固定価格買取制度)

平成24年8月に連合会が「発電利用に供する木質バイオマス証明に関する自主行動規範」、「認定実施要領」を策定し、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス証明についての認定団体となった。

申請受けは各地域協会が行い、各地域協会に審査委員会が設置されて現地確認、審査を行い、連合会名で認定書を発行している。認定期間は3年間のため、平成27年度からは継続申請に係る受け、審査も始まっている。平成27年度は全国で新規に19事業者の認定を行い、27年度末の認定事業者は延べ56社となっている。

(6) 「要望書」の提出

木材資源のリサイクルの推進にかかる制度改善及び課題解消に必要な事項について、国の関係省庁に対して1月20日に要望を行った。

要望書提出先 環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、

(7) 「木質チップの需給問題に関する検討会」の開催

国の関係する4省庁を招き、制度改善や課題解消に向けて「要望書」として提出した項目を中心に、当面課題となる事項について情報交換、意見交換を行った。

平成28年2月18日 国立オリンピック記念青少年総合センター

(出席) 国：環境省、林野庁、国土交通省 計4名、

連合会役員、地域協会会員、事務局、報道機関 合計 約70名出席

(8) 木質チップの性状調査(共販事業)

当連合会が、日本木質バイオマスエネルギー協会とともに策定した統一規格に定められた項目を中心に、現在出荷している木質チップの性状、有害物質成分について調査を行った。

また、協会及び協会会員が委託する環境計量や製品の品質分析の委託費用について、会員向け特別価格で行うことができ、その一部が連合会および委託した会員の所属協会に還元された。検査方法の統一化と、連合会及び各協会財政の健全化のため、引き続きこの制度に基づく委託を促進する。

(9) 先進事例視察

木質バイオマス活用について、ドイツ、オーストリアの先進地視察を計画したが、諸般の事情により中止することとした。

4. 木材資源等の再利用を通じた環境保全に関する情報提供事業

支出額 912 千円

(1) ホームページ等通信手段を活用し、幅広く情報を提供した。

バイオマス証明認定事業者一覧

木質チップ市場価格一覧

全国大会基調講演資料 テーマ：「木材資源の利用と林業の成長産業化」

木質バイオマス発電に対する提言

F I T 認定事業者の取扱実績報告 等を掲載

(2) 国・自治体の施策への協力と調整

適時関係省庁等を訪問し、情報交換を行った。

7月7日 林野庁 9月3日 林野庁、環境省、全国産業廃棄物連合会

9月4日 経済産業省、国土交通省、日本産業廃棄物処理振興センター

10月29日 林野庁 10月30日 経済産業省 11月4日 国土交通省

12月2日 林野庁、国土交通省 1月15日 国土交通省

2月18日 議員会館 3月29日 林野庁

(3) 組織の強化事業

会員不在県の解消と会員の拡大を目標として、地域協会と連携して活動を行った。現在会員が1社のみ北海道、また、北陸地方、四国地方、長野県を重点地域として、28年度も引き続き活動を続ける。

5. 木材資源等の再利用に関する活動を行う団体に関する助言、指導又は援助事業

支出額 1,124 千円

- (1) 各地域協会の事業活動に協調するとともに、総会等のイベントに参加し、会員とのコミュニケーションを図った。

5月18日 中四国木材資源リサイクル協会総会（理事長出席）

10月23日 東海木材資源リサイクル協会総会（専務理事出席）

- (2) 木材サミット連絡会主催の「FIT・木質バイオマス発電に関する情報提供会」に参加し、「木質資源のリサイクル業界の現状とバイオマス発電」について説明

2月4日（専務理事出席、参加者 220名）

平成27年度事業報告

認定特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総会		22日										
理事会	23日						6日				3日(大阪)	
調査広報委員会		8日	18日		18日			5日				
全国大会								19日				
全国大会実行委員会	6日		18日		18日	28日	22日 現地確認	5日				
国へ要望										20日 要望書提出		
アンケート調査		価格			ユーザー調査 会員調査		価格					
セミナー・講演会		22日講演会 29日環境展講師						19日 基調講演				
需給問題検討会											18日	
展示イベント出展									10~12日 エコプロダクツ			
視察					4日 長野県飯綱	9・10日 宮崎						

## 木質バイオマスの証明に係る認定事業者数と出荷量の推移

区分	地域区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度 (28.5.18現在)
認定事業者数	北日本協会	2	6	6	8	10
	関東協会	7	13	13	(注) 2 16	17
	東海協会	0	1	3	4	5
	近畿協会	0	0	7	12	12
	中四国協会	0	0	0	0	0
	九州協会	4	5	7	16	16
	<b>合計</b>	<b>13</b>	<b>25</b>	<b>36</b>	<b>56</b>	<b>60</b>
	年度内における新規認定数	13	12	11	21	4
認定事業者 チップ 出荷量 (トン/年)	チップ総出荷量	297,373	675,534	963,132	—	—
	間伐材等出荷量	661	21,091	28,809	—	—
	一般木質出荷量	6,993	52,783	76,017	—	—

(注) 1 認定事業者数は、各年度末における累計数

2 24年度において認定した事業者が27年度に継続申請しなかったもの 関東で1件

3 認定事業者のリストは別冊 参考資料に掲載

第2号議案 平成27年度収支決算

貸借対照表

全国木材資源リサイクル協会連合会

[税込] (単位:円)  
平成28年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		未 払 金	409,296
現 金	130,608	流動負債 計	409,296
普通 預金	8,795,289	<b>負債の部合計</b>	<b>409,296</b>
現金・預金 計	8,925,897	<b>正 味 財 産 の 部</b>	
流動資産合計	8,925,897	<b>【正味財産】</b>	
		前期繰越正味財産額	7,962,754
		当期正味財産増減額	553,847
		正味財産 計	8,516,601
		<b>正味財産の部合計</b>	<b>8,516,601</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>8,925,897</b>	<b>負債・正味財産の部合計</b>	<b>8,925,897</b>

# 活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

全国木材資源リサイクル協会連合会

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

<b>【経常収益】</b>		
<b>【受取会費】</b>		
正会員受取会費	3,684,000	
賛助会員受取会費	936,000	
<b>【受取寄付金】</b>		
受取寄付金	3,180,000	
<b>【事業収益】</b>		
事業収益	465,185	
<b>【その他収益】</b>		
受取利息	1,747	
雑収益	1,410,000	
経常収益計	9,676,932	9,676,932
<b>【経常費用】</b>		
<b>【事業費】</b>		
全国大会費	2,102,367	
(人件費)		
給料手当(事業)	1,215,180	
通勤費(事業)	48,546	
法定福利費(事業)	103,608	
人件費計	1,367,334	
(その他経費)		
旅費交通費(事業)	349,477	
地代家賃(事業)	652,600	
会議費(事業)	339,498	
調査費(事業)	640,240	
広告宣伝費(事業)	105,320	
印刷製本費(事業)	361,733	
HP管理費(事業)	10,962	
消耗品費(事業)	97,621	
通信運搬費(事業)	149,543	
雑費(事業)	31,052	
備品(事業)	35,505	
支払手数料(事業)	25,661	
慶弔費(事業)	38,340	
研修費(事業)	24,000	
その他経費計	2,861,552	
事業費計	6,331,253	6,331,253
<b>【管理費】</b>		
(人件費)		
給料手当	135,020	
役員報酬	2,137,100	
通勤費	146,424	
法定福利費	11,512	
人件費計	2,430,056	
(その他経費)		
地代家賃	72,511	
消耗品費	10,847	
通信運搬費	32,360	
備品費	3,945	
支払手数料	2,851	
雑費	28,450	
会議費	110,981	
旅費交通費	94,010	
印刷製本費	5,821	
その他経費計	361,776	
管理費計	2,791,832	2,791,832
経常費用計	9,123,085	9,123,085
当期経常増減額	553,847	553,847
<b>【経常外収益】</b>		
経常外収益計	0	0
<b>【経常外費用】</b>		
経常外費用計	0	0
税引前当期正味財産増減額	553,847	553,847
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	553,847	553,847
前期繰越正味財産額	7,962,754	7,962,754
次期繰越正味財産額	8,516,601	8,516,601

(注)今年度はその他の事業は実施していません。

特定非営利活動法人

全国木材資源リサイクル協会連合会

理事長 鈴木 隆 殿

## 監 査 報 告 書

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業報告及び  
活動計算書・事業会計貸借対照表・事業会計財産目録について監査  
したところ、その内容はいずれも適正なものと認めました。

平成 28 年 5 月 18 日

監事 田中一也



監事 矢吹 賢二



## 【参考資料】

## 活動計算書事業内訳(平成27年度)

## 事業別損益の状況

- ①木材資源等の再利用に関する、出版物、ホームページ等による普及啓蒙事業  
 ②不法投棄等に関する環境保全のための、イベント、セミナー、シンポジウム、講演等の開催事業  
 ③リサイクル技術及びリサイクル関連法案整備のための調査、研究事業  
 ④木材資源等の再利用を通じた環境保全に関する情報提供事業  
 ⑤ 木材資源等の再利用に関する活動を行う団体に関する助言、指導又は援助に関する事業

(単位:円)

	①	②	③	④	⑤	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益								
1. 受取会費	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	1,500,000	3,120,000	4,620,000
2. 受取寄附金	686,000	286,000	1,246,000	376,000	586,000	3,180,000		3,180,000
3. 事業収益		250,000	142,630			392,630	72,555	465,185
4. その他収益	282,000	282,000	282,000	282,000	282,000	1,410,000	1,747	1,411,747
経常収益計	1,268,000	1,118,000	1,970,630	958,000	1,168,000	6,482,630	3,194,302	9,676,932
II 経常費用								
(1)人件費								
役員報酬							2,137,100	2,137,100
給料手当	243,036	243,036	243,036	243,036	243,036	1,215,180	135,020	1,350,200
通勤手当等	9,710	9,709	9,709	9,709	9,709	48,546	146,424	194,970
法定福利費	20,722	20,722	20,722	20,721	20,721	103,608	11,512	115,120
人件費計	273,468	273,467	273,467	273,466	273,466	1,367,334	2,430,056	3,797,390
(2)その他経費								
旅費交通費	9,148	9,148	245,907	9,147	76,127	349,477	94,010	443,487
地代家賃	130,520	130,520	130,520	130,520	130,520	652,600	72,511	725,111
会議費		71,262	161,258		106,978	339,498	110,981	450,479
調査費			640,240			640,240		640,240
研修費	24,000					24,000		24,000
広告宣伝費		105,320				105,320		105,320
印刷費	291,019	10,479	39,279	10,478	10,478	361,733	5,821	367,554
報償費						0		0
HP管理費	10,962					10,962		10,962
災害援助費						0		0
通信費	29,909	29,909	29,909	29,908	29,908	149,543	32,360	181,903
消耗品費	19,525	19,524	19,524	19,524	19,524	97,621	10,847	108,468
備品費	7,101	7,101	7,101	7,101	7,101	35,505	3,945	39,450
支払手数料	5,133	5,132	5,132	5,132	5,132	25,661	2,851	28,512
雑費	6,211	6,211	6,210	6,210	6,210	31,052	28,450	59,502
慶弔費					38,340	38,340		38,340
全国大会費	420,474	420,474	420,473	420,473	420,473	2,102,367		2,102,367
その他経費計	954,002	815,080	1,705,553	638,493	850,791	4,963,919	361,776	5,325,695
経常費用計	1,227,470	1,088,547	1,979,020	911,959	1,124,257	6,331,253	2,791,832	9,123,085
当期経常増減額	40,530	29,453	△ 8,390	46,041	43,743	151,377	402,470	553,847

## 全国大会開催結果

### 全国大会出席者人数

	会員(事務局含)	会員以外	計
第1部	116	26	142
第2部	120	43	163
第3部	91	25	116

### 全国大会収支報告

収入	予算			決算
1 協会	地域協会負担金	200,000 × 2	400,000	400,000
	〃	100,000 × 4	400,000	400,000
2 会費	意見交換会会費	10,000 × 59	590,000	610,000
3 連合会	連合会負担金		1,160,000	692,367
収入合計				2,550,000
				2,102,367

支出	予算			決算
区分	細目	単価等	金額	
1 会場費	大ホール7F(430㎡)	21,000 × 8時間	168,000	
	小ホール6F(200㎡)	21,000 × 2時間	42,000	
	〃	17~20時	80,000	
	会議室6F(控室2室)	3,800 × 5 × 2室	38,000	
	実行委員会会議室利用料(4回分)			
	小計			328,000
2 意見交換会	料理	5,000 × 90	450,000	
	フリードリンク	1,500 × 90	135,000	
	バンケットコンパニオン	18,000 × 6	108,000	
	サービススタッフ(後片付け等)	12,000 × 4	48,000	
	生花(記念式典)		30,000	
	小計			771,000
3 その他	司会謝礼		70,000	77,777
	コーディネーター謝礼	(交通費往復含む)	63,000	68,655
	〃 打合せ交通費	(交通費往復含む)	46,000	52,691
	資料印刷費(150部)		90,000	75,084
	パネルディスカッション資料印刷(150部)		67,500	
	表彰記念品(会社、個人、包装紙)	13,000 × 15	195,000	183,867
	参加者記念品(名入りボールペン)	430円 × 200本	86,000	79,920
	雑費(招待状・返信用はがき、お茶、水、弁当、会場看板、レーザーポインター、文具、反省会等)		200,000	246,413
小計			817,500	784,407
計			1,916,500	
消費税			153,320	

寄付金受付状況

寄付件数 33 3,180,000 平成27年5月14日～平成28年3月31日

口数	北日本協会	関東協会	東海協会	近畿協会	中四国協会	九州協会	正会員 賛助会員	個人	合計
50									0
25	1	1		1					3
15			1						1
13			1						1
10				1			1		2
5	1	1							2
2	1	1							2
1	10	6			3	2	1		22
件数	13	9	2	2	3	2	2	0	33
口数計	42	38	28	35	3	2	11	0	159
金額計	840,000	760,000	560,000	700,000	60,000	40,000	220,000	-	3,180,000

環境調査手数料実績表(平成27年度)

単位:円

	連合会	北日本協会	関東協会	東海協会	近畿協会	中四国協会	九州協会	計	消費税	合計
4月分		4,800	2,700					7,500	600	8,100
5月分		18,500	2,500					21,000	1,680	22,680
6月分		5,000	3,100					8,100	648	8,748
7月分		2,300	13,700	23,700				39,700	3,176	42,876
8月分	11,200	12,800	5,400					29,400	2,352	31,752
9月分	5,600	2,500	2,500	45,600				56,200	4,496	60,696
小計	16,800	45,900	29,900	69,300	0	0	0	161,900	12,952	174,852
地域協会 前期還元分	—	22,950	14,950	34,650	0	0	0	72,550	—	—
10月分		4,800	0					4,800	384	5,184
11月分		5,000	5,600					10,600	848	11,448
12月分		12,800	0					12,800	1,024	13,824
1月分	5,600	2,500	5,000					13,100	1,048	14,148
2月分	5,900	7,300	2,500					15,700	1,256	16,956
3月分		13,300	2,500					15,800	1,264	17,064
小計	11,500	45,700	15,600	0	0	0	0	72,800	5,824	78,624
地域協会 後期還元分	—	22,850	7,800	0	0	0	0	30,650	—	—
合計	28,300	91,600	45,500	69,300	0	0	0	234,700	18,776	253,476
連合会 還元分	28,300	45,800	22,750	34,650	0	0	0	131,500	18,776	150,276
地域協会 還元分	—	45,800	22,750	34,650	0	0	0	103,200	—	103,200

年2回に分けて、税抜金額の半分を協会へ還元(振込手数料は連合会負担)

平成27年度連合会収 142,630

上記実績表に年度間調整を行い、実際に27年度に収入した金額を決算額とする。

内訳	H26-2月分	8,100
	H26-3月分	21,924
	H27年4～1月入金分	219,456
	H26後期還元金	-34,300
	H27前期還元金	-72,550
		142,630

収入	H27当初予算	H27収入	H28予算案	
正会員	3,684,000	3,684,000	3,769,000	6協会1社 13社
賛助会員	936,000	936,000	936,000	
入会金	0	0	0	
受付寄付金	3,000,000	3,180,000	3,000,000	協賛金、原稿代、講師、分析調査還元 受取利息
事業収益	300,000	1,875,185	300,000	
その他収益	0	1,747	0	
計	7,920,000	9,676,932	8,005,000	
前期繰越額	7,962,754	7,962,754	8,516,601	
合計	15,882,754	17,639,686	16,521,601	

## 支出

	H27予算	H27決算①	H28予算案②	増減②-①
人件費 給与手当	1,300,000	1,350,200	1,402,000	51,800
通勤手当等	200,000	194,970	266,000	71,030
人件費 役員報酬	2,140,000	2,137,100	2,140,000	2,900
法定福利費	300,000	115,120	175,000	59,880
旅費交通費	500,000	443,487	982,000	538,513
地代家賃	800,000	725,111	814,000	88,889
会議費	2,000,000	450,479	726,000	275,521
調査費	2,000,000	640,240	1,295,000	654,760
諸会費	400,000	0		
研修費	150,000	24,000	260,000	236,000
業務委託費	1,500,000	0	3,500,000	3,500,000
広告宣伝費	400,000	105,320	1,915,000	1,809,680
印刷費	800,000	367,554	530,000	162,446
報償費	400,000	0	200,000	200,000
HP管理費	500,000	10,962	611,000	600,038
災害援助費	30,000	0	300,000	300,000
通信費	400,000	181,903	260,000	78,097
消耗品費	150,000	108,468	250,000	141,532
備品	1,000,000	39,450	350,000	310,550
支払手数料	30,000	28,512	35,000	6,488
雑費	200,000	59,502	270,601	211,099
慶弔費	200,000	38,340	240,000	201,660
全国大会費		2,102,367		
予備費	482,754			
	15,882,754	9,123,085	16,521,601	7,398,516

## 平成28年度正会員年会費の算出

	会員数	取扱量(万t)	今年度会費(千円)	前年度との差額
北日本	68	61	962	33
関東	61	180	1399	44
東海	13	66	459	0
近畿	10	48	344	4
中四国	14	7	236	0
九州	6	33	225	4
協会に所属しない正会員	1	-	144	0
	173	395	3769	85

## 第3号議案

### 平成28年度事業計画

#### ○事業計画の概要

平成27年7月に、2030年度に向けた「長期エネルギー需給構造の見通し」（エネルギーミックス）が公表され、エネルギーの自給率向上、CO2排出抑制のための再生可能エネルギーの最大限の導入を行う観点から、電源構成における再生可能エネルギーの割合は全体の22～24%に倍増し、この中で、バイオマス発電の導入量は2.5倍程度と大幅な増加を見込んでいる。これらを実現するため、28年4月には「エネルギー革新戦略」が策定された。

また、「再生可能エネルギー調達に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、当連合会は再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく「発電利用木質バイオマス証明」の事業者認定団体となり、順調に事業者認定を行い、外部からも一定の評価を得て、今日に至っている。

この法に基づく設備認定を受けた木質バイオマス発電所が、27年度に引き続いて28年度には全国各地で数多く稼働する予定であり、木質燃料の需要が急激に大きくなると見込まれる。

こうした状況において、ますます木材資源を安定的に活用することが求められていることから、28年度事業においても、「構想を提案する団体」として、循環型社会形成の推進に寄与する事業を確実に推進していく。

#### 1. 主な事業計画

##### (1) 活動基本方針

平成28年度の連合会の活動方針は、昨年と同様「展望」、「刺激」、「利点」、「発展」を事業計画の柱として取り組んでゆくこととする。

##### (2) リサイクル関連法の整備、リサイクル技術の向上のための調査、研究事業

「調査及び広報活動推進委員会」を定期的に開催し、各種調査の実施、課題の把握、先進事例の視察等を検討する。

##### (主な事業)

##### ア 建設系廃木材の需給調査（新規）

今後、建設系廃木材の排出量が減少すると見込まれる中、FIT発電施設の設備認定、稼働は急激に増加しており、木質チップの需給は逼迫するとみられる。このため、主に建設系廃木材に焦点を当てて今後の需給を推計し、連合会としての情報発信、意見提出への反映を目標として需給見込みを検討する。

##### イ 先進地域視察

平成25年度の北欧の視察は、今後の木質バイオマス利用を考えるうえで大きな成果があった。

しかし先進地域が多くあるヨーロッパ等は諸般の事情から安全性が懸念されるため、28年度は国内の先進事例を視察することとし、九州地域等を対象として調査対象事例を選定し現地で視察・確認、見聞きすることにより、知見を深めることとする。

#### ウ 国への要望

木質チップのリサイクル利用、FIT 制度、廃棄物の処理、木質チップの需給等の課題、制度改善について、連合会として関係省庁へ要望を行うこととし、課題となる要望事項について検討する。

- ・ 要望日程 年末または年初を予定する。

#### エ 木質リサイクルチップの品質調査

平成 27 年 2 月に日本木質バイオマスエネルギー協会から、木質リサイクルチップの統一的な規格が公表された。当規格の基準に係る実態について引き続いて連合会として品質調査を行う。

### (3) 再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT 制度）への対応

平成 24 年 8 月に連合会が「自主行動規範」を策定し、木質バイオマス証明の認定団体となり、27 年度末までに全国で 56 事業者の認定を行ってきたが、本年度も着実に新規および継続認定事務を行っていく。

また、本制度の施行から 4 年近くが経過して、発電施設が急激に増加していることもあり種々の課題が提起されている。

これらの課題について、関係する国の省庁と適切な調整を行うとともに、課題対応のための調査、情報提供、研究事業を行う。

ア 急激に増加しているバイオマス発電所の建設に係る設備認定に対し、「既存事業に影響を及ぼさない」という制度の前提をより厳密に担保するため、連合会として木質バイオマス燃料の調達の可能性についての意見を国に具申しているが、この個別の申請に対する国の審査過程において、地域の状況に応じた意見が述べられるよう、リアルタイムでの情報把握に努めてゆく。

イ 木質バイオマス発電所の設備認定状況、稼働状況、木質燃料の需給状況の把握、情報提供

### (4) 木材リサイクルの推進に向けたセミナー・講演会等の開催事業

講演会の開催（6 月）、毎年 12 月に東京ビックサイトで開催される「エコプロダクツ 2016」へ出展する。

### (5) 木材資源のリサイクル、各種制度の現状等に関する情報交換、情報提供事業

ア ユーザー懇談会を開催する。

イ 国への要望行動に続いて、木質チップに係る需給問題検討会を開催する。

### (6) 社会貢献・CSR 活動

連合会組織の事業活動の広報に努めるとともに、地域での環境講座等へ参加する。

連合会や地域協会、会員企業が市民に対して木材リサイクルの意義と連合会等の活動を広報するためのツールとして、PR 動画及び紙芝居を制作し、環境教育等に活用する。

(7) 国際交流と人材育成

木質バイオマス事業を推進しようとする海外団体との交流、外国人を含む人材育成に貢献できるよう情報収集を行う。

(8) 会員不在県の解消と会員の拡大

現在会員が1社にとどまっている北海道、また、北陸、四国地域の会員増強と新規会員の入会状況を見ながら、今後も、地域協会と協力し、会員不在県の解消や拡大に向け一層の努力をしていくこととする。

(9) 寄付金

会員各位には、日頃から寄付金の拠出に支援と協力をお願いしているが、平成28年度は、建設系廃木材の需給調査、チップ性状調査、先進地視察等、引き続き構想を提案する団体としての活動を深めるため、目標金額を前年度同様300万円に設定し支援をお願いすることとしたい。

(10) 共販事業

現在、各協会の会員が委託した品質分析費の10%が連合会の手数料として連合会に還元されており、そのうち5%相当分を、委託した会員の所属する協会へ還元している。

比較的安定して委託が行われているものの、今後調査実施社が増えるよう働きかけ、引き続き実施していきたい。

平成28年度事業計画

認定特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総会			7日									
理事会		18日					○			○		
調査広報委員会	19日			6日		○			○			○
国へ要望									要望書提出			
アンケート調査	価格				ユーザー調査 会員調査		価格					
セミナー・講演会			7日講演会									
ユーザー懇談会								○				
需給問題検討会											○	
展示イベント出展				26日 環境情報センター イベント					エコプロダクツ			
視察							○					

(参考資料)

## 建設系廃木材需給調査（案）

木質バイオマス発電に係る FIT 制度では、エネルギーの自給率の向上、CO<sub>2</sub> 排出抑制、さらには地域経済の活性化を目指して、平成 24 年の制度開始以降、設備の認定、稼働が急激に増加している。

しかしながら、今後は、建設系廃木材の発生量が減少すると見込まれる中、建設系木質チップは含水率が低く燃焼させやすいことから、一般木質などの不足時の市場からの調達や間伐材等との混焼に利用される恐れが大きい。

今後のバイオマス発電施設における建設系木質チップの使用見込み量が不透明な中、発電設備の急激な増加により建設系木質チップの需給が不安定になり、既存ユーザーへの安定供給の不安や、場合によっては RPS 法施行時の需給逼迫の再来が懸念される。

FIT 制度の施行に当たっては、木質バイオマス発電設備の稼働により既存ユーザーに影響を及ぼさないよう配慮するとされているが、具体的な対応は示されておらず、木質燃料の需給見通しも不透明なため、建設系木質チップ等について今後の需給を推計し、連合会としての情報発信、意見提出のための資料作成を目標として検討する。

### 1 調査方法

以下の資料、調査、突き合わせにより、10 年間程度の建設系木質チップその他関連木質資源の需給量を推計する。

- ア 資源エネルギー庁の設備認定に係る公表資料、その他の資料
- イ 建設系廃木材の発生量の推計
- ウ 廃合板型枠の一般木質認定に伴う燃料利用量の推計
- エ 発電事業者への建設系木質チップの納入状況調査（連合会会員）
- オ 発電事業者における燃料使用に係る現況調査（連合会会員、その他）

### 2 目標時期

国への要望時期に合わせて、一旦整理し、年度末までにまとめる。

### 3 結果の活用

連合会としての情報発信資料とするほか国への意見提出、要望の資料とする。

### 4 予算

作業が広範にわたるとみられるので、外部委託することを念頭に委託費を計上する。

予算額 300 万円程度

第4号議案 平成28年度収支当初予算

認定特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会  
活動予算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額		合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	3,769,000		
賛助会員受取会費	936,000		
入会金	0		
受取会費計	4,705,000		
2 受取寄付金			
受取寄付金	3,000,000		
3 事業収益	300,000		
4 その他収益	0		
経常収益計			8,005,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
* 給料手当	1,262,000		
* 通勤手当等	139,000		
* 法定福利費	158,000		
人件費計	1,559,000		
(2)その他経費			
* 旅費交通費	982,000		
* 地代家賃	733,000		
* 会議費	620,000		
* 調査費	1,295,000		
* 研修費	260,000		
* 業務委託費	3,500,000		
* 広告宣伝費	1,915,000		
* 印刷費	530,000		
* 報償費	200,000		
* HP管理費	611,000		
* 災害援助費	300,000		
* 慶弔費	240,000		
* 消耗品費	225,000		
* 通信費	234,000		
* 備品費	315,000		
* 雑費	243,541		
* 支払手数料	31,500		
その他経費計	12,235,041		
事業費計		13,794,041	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	140,000		
役員報酬	2,140,000		
通勤手当等	127,000		
法定福利費	17,000		
人件費計	2,424,000		
(2)その他経費			
地代家賃	81,000		
会議費	106,000		
消耗品費	25,000		
通信費	26,000		
備品費	35,000		
支払手数料	3,500		
雑費	27,060		
その他経費計	303,560		
管理費計		2,727,560	
経常費用計			16,521,601
当期正味財産増減額			△ 8,516,601
前期繰越正味財産額			8,516,601
次期繰越正味財産額			△ 0

\*事業費と管理費に按分して計上している

## 第5号議案 定款の変更

以下の8項目について変更する。

1. 第6条の会員の種別に、正会員、賛助会員の後に、物流会員を追加する。
2. 第20条と第57条～第59条の内容が重複しており、この解消のために第20条を削除する。
3. 第30条3項の「表決した会員は、前2条」の次に「及び次条第1項」を加える。
4. 特定非営利活動促進法の改正（平成24年4月施行）に伴い、変更する。
5. これまでの章番号の相違を訂正する。
6. 該当条文の相違を訂正する。
7. 表記の不統一を統一する。
8. 以上、7項目の変更に伴い、附則を追加する。

### <変更内容の説明>

#### 1. の条文

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 物流会員 この法人の目的に賛同して入会した木くずの収集運搬を業とする個人及び団体

#### 2. の削除に関する条文

…削除する条文…

(職員)

第20条 この法人には、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長、その他の職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会において定める。

…残す条文…

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 3. の追加に係る条文

(総会での表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法若しくはFAXをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前2条(追加…及び次条第1項)の規定の適用については出席したものとみなす。

…前2条…

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第29条

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

…次条第1項…

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはFAX表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

### 4. の法改正に伴う変更の説明

第12条中の「その他の抛出金品」を削除する。

第24条中の「収支予算」を「予算」に、同条中の「収支決算」を「決算」に、同条中の「収入」を「収益」に、第40条中の「収入」を「収益」に、第46条中の「収支予算」を「予算」に、第47条中の「収入支出」を「収益費用を講じ」に、同条中の「収入支出」を「収益費用」に改める。

第48条を削除する。

第50条中の「事業報告書」の次に「活動計算書、貸借対照表及び」を追加し、財産目録の後の「貸借対照表及び収支計算書」を削除する。

第52条中の「軽微な事項を除いて」を「事項については」に、同条第2項の「前項の軽微な事項とは、次に掲げるものとする。（1）所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更（2）資産に関する事項（3）公告の方法」を「この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。」に改める。

第53条中及び第54条中の「破産」の次に「手続開始の決定」の文言を追加する。

#### 5. の訂正に関する説明

第3章会員を第2章会員とし、以下章番号を1章ずつ繰り上げる。

#### 6. の訂正に関する説明

第5条第3項中の「前項第2号」と「同行第1号」をそれぞれ「前項」と「第1項」に、第24条中の「第49条」を「第51条」に、第25条中の「第15条第4項4号」を「第5項第4号」に、第29条中の「第24条」を「第26条」に、第37条中の「第33条」を「第35条」に、附則4中の「第43条」を「第45条」に、附則5中の「第44条」を「第46条」に改める。

#### 7. の訂正に関する説明

第5条第1項中の「①」表記、第5条第2項中の「①」表記、第24条中の「①」表記をそれぞれ「(1)」の表記に改め、以下同様の表記に改める。

#### 8. 以上の変更に係る附則を追加する。

以上

平成 28 年 6 月 7 日  
全国木材資源リサイクル協会連合会総会

## 第 6 号議案 職員の給与に関する規程

法人名 特定非営利活動法人  
全国木材資源リサイクル協会連合会

住 所 東京都中央区日本橋小伝馬町 16-8  
共同ビル 6 階

### (目 的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会（以下「連合会」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第 2 条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当
- (3) その他手当
- (4) 時間外勤務手当
- (5) 休日勤務手当
- (6) 深夜勤務手当

### (給与の計算期間及び支払日)

第 3 条 給与は、毎月末日に締切り、翌月 5 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは最も近い休日でない日に支給する。

2 計算期間中の中途で採用され、又は退職した場合の給与は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支給する。

### (基本給)

第 4 条 基本給は月額給又は時間給とし、本人の職務内容、経験、技能、勤務成績、年齢等を考慮して、別表 1 により各人別に決定する。

### (昇 給)

第 5 条 昇給は、基本給のうち時間給についてのみ原則年 1 回 1 号給行うものとする。ただし、連合会の業績に著しい低下その他やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

2 前項のほか、特別に必要がある場合は、臨時に昇給を行うことがある。

3 昇給額は、職員の勤務内容、経験、技能、勤務成績、年齢等を考慮して別表 1 により各人ごとに決定する。

### (通勤手当)

第 6 条 通勤手当は、通勤に要する実費を支給する。ただし、支給額は月額 20,000 円までとする。

**(その他手当)**

第 7 条 その他手当は、原則として毎年 4 月及び 10 月に在籍する職員に対し、福利厚生を目的として 4 月及び 10 月の給与支給日に支給する。

2 前項の額は 1 回 50,000 円までとする。

**(時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当)**

第 8 条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当は次により支給する。

① 時間外勤務手当 法定労働時間（原則として 1 日 8 時間、週 40 時間）を超える時間外労働については 25% の割増手当を支給する。

② 休日勤務手当 法定休日（4 週 4 日の休日が付与できないとき）については 35% の割増手当を支給する。

③ 深夜勤務手当 勤務時間が深夜（午後 10 時から午前 5 時）にあたる場合については 25% の手当を支給する。

**(給与の支払い方法と控除)**

第 9 条 給与は、職員に対し、口座振り込み又は通貨で直接その全額を支給する。ただし、源泉所得税及び雇用保険料は、給与から控除するものとする。

**(退職手当)**

第 10 条 退職手当は支給しない。

別表 1

月 額 給	基本額は 200,000 円とする
-------	-------------------

時 間 給	金 額	備 考
1 号給	1,000 円	採用時
2 号給	1,050 円	採用から 3 か月経過後
3 号給	1,100 円	採用から 1 年 3 か月経過後
4 号給	1,120 円	
5 号給	1,140 円	
6 号給	1,160 円	
7 号給	1,180 円	
8 号給	1,200 円	
9 号給	1,220 円	
10 号給	1,240 円	
11 号給	1,260 円	
12 号給	1,280 円	
13 号給	1,300 円	

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 8 日から施行する。

平成 28 年 6 月 7 日  
全国木材資源リサイクル協会連合会総会

## 第 7 号議案 役員報酬等に関する規程

法人名 特定非営利活動法人  
全国木材資源リサイクル協会連合会  
住 所 東京都中央区日本橋小伝馬町 16-8  
共同ビル 6 階

### (目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会(以下「連合会」という。)の役員報酬等について定めることを目的とする。

### (役員)

第 2 条 この規程で定める役員とは、連合会の理事及び監事とする。

### (報酬等の支給)

第 3 条 理事のうち専務理事には、報酬、調査研究に係る報償費及び通勤に要する費用を支給する。

- 2 他の理事は、無報酬とする。
- 3 監事は、無報酬とする。

### (報酬基本額)

第 4 条 専務理事の報酬基本額は月額 200,000 円とする。

2 理事長は専務理事の月額報酬を報酬基本額の 100 分の 75 から 125 の範囲内において、予算の範囲内で支給することができる。

### (報償費)

第 5 条 理事長は専務理事に調査研究に係る報償費を支給することができる。ただし、報償費は月額 30,000 円を限度とする。

### (報酬及び報償費の支給日及び支給方法)

第 6 条 報酬及び報償費は毎月 1 日から末日までの分を翌月 5 日に支給する。

- 2 前項の支払日が休日にあたるときには最も近い休日でない日に支給する。

(通勤に要する費用の額)

第7条 通勤に要する費用の額は運賃等の額に相当する額とし、1か月当たりの支給限度額を20,000円とする。

(日割り計算)

第8条 次の各号に該当する場合は、報酬及び通勤に要する費用の額を日割り計算により算出し支給する。

- (1) 専務理事が新たに就任した場合
- (2) 専務理事が退職した場合

(その他)

第9条 その他本規程に定めなき事項については理事長の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成28年6月8日より施行する。

# 木材資源リサイクル調査及び広報活動推進委員会活動報告

平成28年6月7日  
全国木材資源リサイクル協会連合会  
調査広報委員会

平成27年度の調査広報委員会は、第1回理事会において本委員会の課題として、再エネ法の「バイオマス発電事業のモデルプラン作成」が提案されたことから、本連合会がNPO法人となって10年を超え、公益活動の一環として提言を行う団体として認知されること等も考慮して27年度の重点課題として検討した。

このほか、例年実施している (1) 木質チップ市場価格調査 (2) 木質チップの生産会員実態調査 (3) 木質バイオマス需要調査 (4) 国への要望事項 に加えて、(5) 連合会パンフレットの改訂 (6) 連合会ホームページの改訂 について検討した。

これらの議題を中心に、平成27年度は4回の委員会を開催した。

## 1. 「バイオマス発電事業のモデルプラン作成」について

次の観点から検討した。検討に当たりプロジェクトチームを編成して進めた。

- ア 木質チップ生産者ならではのプランとする。
- イ 木質チップの既存利用事業者を守っていくことが大事である。
- ウ 国、FIT実施事業者、FIT計画事業者等に提示する。
- エ 11月開催予定の全国大会に提示する。

なお、検討に当たり、委員会ではバイオマス発電所の視察を2回行い、検討の参考とした。

- ・8月4日 長野県長野市 いいづなお山の発電所 (1300Kw、1,500Kw)
- ・9月10日 宮崎県日向市 中国木材(株)日向工場バイオマス発電所(18,000Kw)  
宮崎県日南市 王子グリーンエナジー日南(株)日南発電所(25,400Kw)

この結果、次の4点を全木り連の基本姿勢とする「木質バイオマス発電に対する提言 ー木質資源の有効利用のためにー」としてまとめ、11月に開催した全国大会等において配布した。

- ① 材の安定供給が確実なこと
- ② 環境貢献の視点が貫かれること
- ③ 未利用材利用が図られること
- ④ 地域貢献が図られること

## 2. その他の検討事項

### (1) 木質チップ市場価格調査

木質チップ生産会員からの情報をもとに、27年度からは4月時点、10月時点の市場価格として整理することとし、これまでと同様、毎年2回ホームページで公表することとした。

(2) 木質チップの生産会員実態調査

19年度から実施しているが、27年度もデータの継続性から同じ調査内容とすることとし、7月に調査票を送り11月にまとめて全国大会等で公表したほか、ホームページに掲載した。

(3) 木質バイオマス需要調査

19年度から毎年実施しており、ユーザー名は無記名で回答されるが、木質チップの確保状況、品質等についての意見を調査している。調査の実施、まとめや公表は上記(2)と同様

(4) 国への要望事項

各地域協会からの要望意見を踏まえて委員会で検討し、関係する環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省あての要望書をまとめ、平成28年1月20日に各省庁へ要望活動を行った。

要望項目数	環境省	14項目
	経済産業省	5項目
	農林水産省	9項目
	国土交通省	3項目
	計	31項目

(5) 連合会パンフレットの改訂

連合会の品目別取扱量、FIT制度における証明事業者の認定等、最新の情報を盛り込み、パンフレットを改訂して全国大会等で配布した。

(6) 連合会ホームページの修正

会員事業所及びチップ工場の所在地マップを改訂することとして、各地域協会に情報提供を依頼したが、全国大会の開催に時間がとられたことやデータ収集の遅れがあり、次年度に繰り延べることとした。

### 3. 委員の構成について

連合会事業の推進に伴う基本事項と諸問題を検討するため設置している調査広報委員会は、平成26年度から委員9名、地域委員4名で構成してきたが、委員会にほとんど出席できない委員もおり、より多くの知見を集約し実効あるものにするため、委員の構成を一部変更することとし、平成27年度から新メンバーにより運営されている。

委員会構成員（任期：平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日まで）

役 職	氏 名	所 属	備 考
委員長	澤地 義雄	全国木材資源リサイクル協会連合会	連合会専務理事 (H27.5.23 から)
委員	仁木 智之	フルハシEPO(株)	東海協会兼務
委員	桑野 俊	萬世リサイクルシステムズ(株)	
委員	山口 良治	(株)エコグリーン	
委員	矢吹 賢二	住友林業(株)	
委員	山田 眞樹	JFEエンジニアリング(株)	
委員	芦塚 雄介	ホクザイ運輸(株)	
委員	中塚 誠 土橋 真	住友大阪セメント(株)	(H27.6.18 まで) (H27.8.18 から)
委員	原 信男	関東木材資源リサイクル協会	関東協会専務理事
地域委員	三浦 広和 小島 雄一	北日本木材資源リサイクル協会	平成 27 年度 平成 28 年度
同	三砂 和浩	近畿木材資源リサイクル協会	
同	岡崎 博紀	中四国木材資源リサイクル協会	
同	河野 秀彦	九州木材資源リサイクル協会	

## 寄附金のお願い

新緑の候、貴社に於かれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から連合会事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

全国木材資源リサイクル協会連合会は平成4年に設立以後、平成16年に特定非営利活動法人（NPO）法人として認証され、昨年5月には認定NPO法人となりました。これも皆様のご支援とご協力の賜物であり、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、近年の地球環境問題への対応の必要性から、再生可能エネルギーへの注目度が高まっております。加えて、FIT制度に基づく木質バイオマス発電設備の認定が急増していることから、当連合会においても新たな事業展開など従来に増して運営費が必要となっております。

一方、認定NPO法人として継続するには、収入に占める寄附の比率が一定以上という要件を満たす必要があります。

つきましては、厳しい経済情勢の中ではありますが、この度の寄附募集の趣旨にご理解とご賛同をいただき、格別のご協力、ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、認定NPO法人に対する寄附については、寄附者への免税措置等優遇制度があります。

平成28年6月7日

認定特定非営利活動法人  
全国木材資源リサイクル協会連合会  
理事長 鈴木 隆

## 寄附金募集要項

1. 寄附金の用途 全国木材資源リサイクル協会連合会活動支援
2. 寄附金募集額 300万円（予定額）  
団体 1口2万円  
個人 1口3千円
3. 募集方法 全国木材資源リサイクル協会連合会ホームページに掲載
4. 募集期間 平成28年5月18日～平成29年3月31日
5. 寄附の受付 ①連合会事務局で受付  
②銀行でのお支払い
6. 申込方法 ①連合会事務局で受付  
申込書に必要事項をご記入の上、現金でお支払いください。  
引き換えに寄附金受領証明書をお渡しいたします。  
②銀行でのお支払い  
1) 寄附金額を含めた必要事項を別途申込書にご記入の上、寄附金担当宛てまで郵送又はFAXしてください。  
2) 当連合会より受領印を押した申込用紙を郵送又はFAXにて返送いたします。この申込用紙が届いてから下記銀行口座に御振込みください。  
3) 入金を確認次第、当連合会より寄附金受領証明書を郵送にて発送します。
7. 取扱銀行 みずほ銀行 平井支店 普通預金 2211725  
口座名：特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会
8. 税法上の優遇措置  
全国木材資源リサイクル協会連合会は、法に定める認定特定非営利活動法人です。したがって、当連合会への寄附金は、税法上の優遇措置を受けることができます。

### ※税法上の優遇措置について

#### ○法人として寄附する場合

当連合会への寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、一般寄附金の損金算入限度額（\*1）とは別枠で特別損金算入限度額（\*2）が設けられており、その寄附金の額の合計額と特別損金算入限度額のいずれか少ない金額の範囲内で損金算入が認められます。  
なお、この規定の適用を受けるためには、寄附金を支出した日の属する事業年度の確定申告書に「寄附金の損金算入に関する明細書」（別表十四(二)）を添付する必要があります（法人税法第37条、法人税法施行令第73条、77条の2、租税特別措置法第66条の11の2第2項）。

#### \*1 一般寄附金の損金算入限度額

$$(A+B) \times 1/4$$

A：資本金等の額 × 当期の月数/12 × 0.25%

B：寄附金支出前の所得金額 × 2.5%

#### \*2 特別損金算入限度額

$$(C+D) \times 1/2$$

C：資本金等の額 × 当期の月数/12 × 0.375%

D：寄附金支出前の所得金額 × 6.25%

### ○個人として寄附する場合

当連合会への寄附金は、所得控除（\*1）と税額控除（\*2）のいずれか有利な方を選択することができます。

なお、この規定の適用を受けるためには、寄附金を支出した日の属する年の確定申告書に寄附金に関する明細書と当連合会が発行する寄附金受領証明書等を添付する必要があります（所得税法第78条、租税特別措置法第41条の18の2、租税特別措置法施行令第26条の28）。

#### \*1 所得控除

次の金額を所得金額から控除することができます。

支出した寄附金の額の合計額 - 2,000円

#### \*2 税額控除

次の金額を所得税額から控除することができます。

(支出した寄附金の額の合計額 - 2,000円) × 40%

### ○相続人等が相続財産権等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に寄附をした場合には、その寄附をした財産の価額については相続税の課税対象とはなりません（租税特別措置法第70条）。

※参考…内閣府 NPO ホームページ

<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu>

9. 御辞退が無い限りは、ご寄附頂いたことについて当連合会のホームページで順次掲載させていただきます。（イニシャルや匿名での掲載も承ります。）

### 10. お問い合わせ

認定特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

担当 澤地、十川

E-mail: [info@woodrecycle.gr.jp](mailto:info@woodrecycle.gr.jp)

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町16-8 共同ビル61号

電話番号 03 (6661) 1529

F A X 03 (6661) 2069

平成 年 月 日

# 寄附金申込書

認定特定非営利活動法人  
全国木材資源リサイクル協会連合会  
理事長 鈴木 隆 様

寄附金申込者

<input type="checkbox"/> 団 体
〒
住 所
会社名・団体名
代表者名
電話番号
FAX

<input type="checkbox"/> 個 人
〒
住 所
ご氏名
電話番号
FAX

認定特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会の活動支援として、下記のとおり寄附します。

記

- 寄附口数・金額 \_\_\_\_\_ 口 金 \_\_\_\_\_ 円也
- 払い込み予定日 平成 年 月 日 頃
- 法人の場合、担当者連絡先

氏 名 \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

- その他 連絡事項

--

## 熊本地震義援金募集要綱

### 1. 趣旨

平成 28 年 4 月 11 日以降、熊本県・大分県で活発な地震活動が続く「熊本地震」を受けて、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会は、被災された皆様へ支援の一助とするため災害義援金を募集する。

### 2. 義援金の名称

熊本地震義援金

### 3. 受付期間

平成 28 年 5 月 19 日（木）から平成 28 年 8 月 19 日（金）

### 4. 義援金受入窓口

郵便局 ゆうちょ銀行

口座記号番号 00190-4-514349

口座名義 特非) 全国木材資源リサイクル協会連合会

(1) 振込時の手数料はご負担ください。

(2) 但し、ゆうちょ銀行の口座間での送金は、手数料は生じません。

(3) ゆうちょ銀行間で口座を使わない現金での送金は、手数料がかかります。

※郵便局にある払込取扱票を使い、上記の口座記号番号（右詰めで記入）と加入者欄に上記の口座名義を記入し、ATMで送金してください。なお、ご依頼人を忘れずに記入してください。

(4) この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は、

[店名] 019（読み ゼロイチキュー）

[預金種目] 当座預金

[口座番号] 0514349

※手数料は金融機関によって異なります。

### 5. 義援金の活用

義援金の全てを甚大な被害を受けた熊本県「益城町」「南阿蘇村」に持参または振込

### 6. 税制上の措置

この義援金は寄附金控除の対象となります。

(1) 個人については、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号、法人については、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく寄附金並びに、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄附金に該当します。

(2) 法人については、全額損金扱いとなります。

注：連合会は、受け取りました義援金に対し預かり証を発行します。

### 7. 寄附金の活用

寄附金募集要綱により受領した寄附金の一部を被災者支援として、義援金と一緒に寄付する。

平成 年 月 日

# 義 援 金 申 込 書

特定非営利活動法人  
全国木材資源リサイクル協会連合会  
理事長 鈴木 隆 様

義援金申込者

<input type="checkbox"/> 団 体
〒
住 所
会社名・団体名
代表者名
電話番号
FAX

<input type="checkbox"/> 個 人
〒
住 所
ご氏名
電話番号
FAX

熊本地震の義援金として、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会に下記のとおり申込みます。

記

1. 義援金金額                      金                      円也
2. 払い込み予定日              平 成              年              月              日 頃
3. 法人の場合、担当者連絡先  
氏 名                                      \_\_\_\_\_  
所 属                                      \_\_\_\_\_  
メールアドレス                      \_\_\_\_\_

4. その他 連絡事項

--

<第1回理事会において定められた規程>

## 全国木材資源リサイクル協会連合会倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、全国木材資源リサイクル協会連合会（以下、「連合会」という。）の会員が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する態勢を確立し、もって会員の適正な事業運営と健全な発展及び社会的責任の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「会員」とは、定款第6条の会員をいう。

2 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）、条例、連合会定款、自主行動基準及び各種規程、業界自主規制並びにこれらに関連する通知等明確に文章化された社会ルールをいう。

(行動基準)

第3条 会員は、業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚し、常に次に掲げる行動基準を実現するよう努めなければならない。

- (1) 高品質の商品・サービスの提供に努める。
- (2) 適正な表示を行う。
- (3) 公正な競争を行う。
- (4) 政治・行政との間において正常な関係を保持する。
- (5) 適切な情報提供に努める
- (6) 環境問題に積極的に取り組む。
- (7) 従業員の安全と健康の確保に努める。
- (8) 従業員の人格・人権を尊重し、不当な差別を行わない。
- (9) 反社会的勢力に対して毅然とした態度を取る。

(倫理委員会の所掌事務)

第4条 倫理委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 倫理に関する情報管理（関係法令等改正及び自治体の指導指示の把握、連合会内外の情報の収集及び提供、倫理に関する記録及び文書の管理基準の決定等）
- (2) 倫理に係る実施計画並びに実施状況の把握
- (3) 倫理に係る重要な事項についての調査、研究
- (4) 会員の法令等の違反に関する審議
- (5) 高品質の商品・サービスの提供についての調査、研究
- (6) 安全と健康の確保についての調査、研究

(委員会委員等)

第5条 委員は、連合会の理事長、副理事長及び専務理事とする。

2 委員長は、連合会の理事長とする。

3 委員の任期は、連合会役員の任期とする。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるときに開催する。

2 招集の通知は、開催日の7日前までに各委員に発するものとする。但し、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。

3 前項に係らず、委員長は、委員の半数以上の同意があるときは委員会を開催しなければならない。

(議長)

第7条 委員会の議長は委員長がこれにあたる。

(決議)

第8条 委員会の決議は、委員総数の過半数以上が出席し、出席した委員の過半数をもって決する。

2 委員会の決議につき特別の利害関係を有する委員は、議決権を行使することができない。この場合には、その委員の数は、決議の成否を判定する際に、出席した委員の数に算入しない。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、発言や資料の提供を求めることができる。

(委員会事務局の担当)

第10条 委員会事務局の担当は、専務理事とする。

(議事録)

第11条 委員会の議事について委員会事務局は議事録を作成し、出席した委員がこれに記名捺印し、連合会事務局に備え置く。

(規程の見直し)

第12条 本規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年5月19日から施行する。

## 第5回木材サミット連絡会の議事録

日 時：平成28年4月8日（金）13：00～15：15

場 所：大建工業(株)東京事務所（秋葉原）3F セミナールーム

東京都千代田区外神田 3-12-8 住友不動産秋葉原ビル

出席者：資料 A、B の出席予定者の内、岩森毅専務理事（全天連）、下荒隆晴前会長（木青連）、高橋治事務局長（日木機協）、岡野健館長（博物館）が欠席した。また出席予定者に代わり李元羽技術部長（LVL 協会）、小山和之事務局長（複合・防音材）、藤原義一常任理事（システム）が出席した。21 団体の 23 名（内 1 名は世話人を兼任）のほか世話人 3 名が出席した。なお、大建工業(株)の近藤潔氏、外山竜也氏、澤田知世氏が事務局補助のため出席した。

資 料：資料 A 第5回木材サミット連絡会の出席者座席表（当日配布）

資料 B 第5回木材サミット連絡会の参加団体・出席予定者一覧

資料 1 木材サミット 2015 の主要課題への対応に関するアンケート調査集計結果

資料 2 上記アンケート集計結果と今後の対応について

資料 3 FIT・木質バイオマス発電に関する情報提供会プログラム

資料 4 各団体の活動に関するホームページの新ページ例

資料 5 木材サミット 2015 の主要課題に関するアンケート調査（案）

資料 6 木材サミット 2016 の参加団体・出席予定者一覧

追加資料 1 FIT・木質バイオマス発電に関する情報提供会」アンケート【集計結果】

追加資料 2 「木材サミット連絡会参加団体の NEWS 欄」を設けたホームページの例

追加資料 3 木材サミット連絡会ホームページの記事掲載内規（案）

### I. 開会挨拶と配布資料の確認

長谷川世話人より、出席者への謝辞が述べられ、大建工業(株)ショールームの改装についての紹介と会議終了後に見学が可能である旨の案内が行われた後、配布資料の確認が行われた。

### II. 出席者紹介

司会者（富田世話人）より、今回初めての出席となる出席者の紹介が行われた。また、代理出席となった団体と出席者を確認した。

### III. 報 告

#### 1. 木材サミット 2015 の主要課題への対応に関するアンケート調査結果と今後の対応について

司会者より、資料 1 を基にして昨秋実施した標記アンケート調査の趣旨、経緯、集計結果について説明があった。また、この集計結果と木材サミット 2015 の主要課題への今後の取り組み方を取りまとめた資料 2 を昨年 11 月 9 日に連絡会参加団体に配信した経緯が説明された。さらに、これらの資料を基にした事務局の取組について説明があり、了承された。

#### 2. FIT・木質バイオマス発電に関する情報提供会の開催について

長谷川世話人より、資料 3 に基づき標記情報提供会の企画内容、参加者数と参加者の業種

内訳等の開催状況、当日実施したアンケート調査の結果（追加資料 1）等について説明があった。また、当日の講演要旨（PDF）を連絡会参加団体に配布することの了承を講師全員から得た上で、各団体に添付ファイルとして 2 月 9 日に配布した旨が報告された。

#### IV. 議 事

##### 1. ホームページの開設と各団体の活動に関する情報ページの新設ならびに連絡会参加団体の催物・企画の共催・協賛等について

司会者より、資料 1 を基にしてホームページに連絡会参加団体の情報を掲載することに関して調査した結果が説明された。資料 2 の 1 に取りまとめたように、「木材利用と環境問題への取組」、「教育・人材育成」、「資格・認定制度」に関する各団体の活動をそれぞれの表に取りまとめると同時に、各団体のホームページの該当ページにリンク可能なページの新設が資料 4 に基づき提案された。また、トップページ（インデックスページ）に「木材サミット連絡会参加団体の NEWS」欄を設ける例として追加資料 2 が配布され、事務局として新設を検討していることが紹介された。同時に、これらのページや欄を新設することに伴い準備中であった記事掲載内規（案）が追加資料 3 として配布され、内容が説明された。これらについて意見交換を行い、以下のことを取り決めた。

- ① トップページに追加資料 2 で示したような「木材サミット連絡会参加団体の NEWS」欄を設置することにし、事務局で早急に対応する。また、記事掲載を希望する場合の申込用紙を作成して、各団体に配布する。
- ② 連絡会参加団体の「木材利用と環境問題への取組」、「教育・人材育成」、「資格・認定制度」に関する活動を掲載するページを新設することにし、各団体に掲載希望と掲載内容等を再度調査してから実施する。なお、資料 4 を一部修正して、これと同様な様式で実施する。
- ③ 記事掲載内規（案）は適切でない部分を修正した上で、当面は暫定的に運用し不備等があれば改定する。

連絡会参加団体の催物・企画への共催・協賛等については、連絡会の性格に鑑みて今まで控えてきたこと、また上記参加団体の NEWS 欄の設置により広報に協力できることから、今後ともこの方針としたいとの事務局の提案があり、了承された。

##### 2. 木材サミット 2016 の主要課題について

###### 1) 木材利用促進の動向に関わる情報交換と情報共有について

司会者より、例年通り資料 5 のアンケート調査を実施して、調査項目 1 の調査結果に基づいて、標記の情報交換と情報共有を行う予定であることが説明され、了承された。なお、課題として設定した「違法伐採木材の輸入や認証材の利用状況等」の表現は適切でないとの指摘があり、修正することにした。

###### 2) 木材利用に関する情報発信、教育・人材育成について

司会者より、資料 5 の調査項目 2 に関しては、昨年と同様な調査であるが、各課題の重要度は関連する諸情勢の変化に伴い変化すると判断されるので、本年も調査に協力頂きたいとの依頼がなされ、了承された。また、木材サミット 2014 と 2015 で提案や要望された

課題への取組や検討等の経緯が分かるようにアンケート調査表を作成した旨の説明があった。

意見交換の中で、鮫島会長（木材学会）より、「技術士制度」の状況について取り上げではどうかとの発言がなされた。

なお、アンケート調査の依頼は、5月上旬に予定することにした。

### 3. 木材サミット 2016 の参加予定団体と参加予定者について

司会者より、本年7月14日に開催予定の木材サミット 2016 への参加予定団体と出席予定者についての調査結果が資料6に基づいて紹介され、変更がある場合は事務局に連絡を頂きたいとの依頼が行われた。

### 4. その他

#### 1) 木材サミット 2016 の公開について

今回も昨年通り非公開を原則とすることにした。業界紙等には会議終了後に記者会見を行うことにした。

#### 2) 懇親会の開催について

昨年通り、希望者参加の会費制で開催することが了承された。なお、後日実施する参加者の調査への協力が要請された。

#### 3) 木材をめぐる最近の諸状況について意見交換を行った。

#### 4) 木材学会主催「産官学連携推進シンポジウム・交流会」の案内について

鮫島会長より、標記シンポジウム「建築物へのさらなる木材利用の拡大にむけて—その可能性と課題—」の紹介と広報等の協力依頼が行われた。

以上